

仕 様 書

1 自動販売機（証明写真）の設置条件

- (1) 省電力等環境に十分配慮した機器であること。
- (2) 10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。また、キャッシュレス決済対応の機種であること。
- (3) 以下の用途に対応し得る写真サイズ機能を備えている機種であること。
 - ・履歴証明用
 - ・運転免許用
 - ・パスポート証明用
 - ・個人番号カード用
- (4) 英語、韓国語、中国語及びポルトガル語での案内機能を有していること。
- (5) 商品の具体的な構成については、市との協議によること。
- (6) 販売価格は市場価格に準じ、適正な価格を設定すること。なお、価格を変更する場合は、市と協議をすること。
- (7) 自動販売機（証明写真）の運転に必要な電気料金については、電力使用量計測用メーターを設置し、全額事業者の負担とする。

また、自動販売機（証明写真）の設置及び撤去に要する工事、維持管理等に係る費用も事業者の負担とする。
- (8) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (9) 入札及び契約事務に関する関係法令、規則、募集要項、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守し、貸付料及び電気料金を期限までに確実に納付すること。
- (10) 自動販売機（証明写真）設置場所の現地確認を希望する場合は、事前に市に連絡し、日程を調整の上、実施すること。

2 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理等の維持管理については、事業者が行うこと。

また、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

(2) 自動販売機（証明写真）及び電力使用量計測用メーターを設置する際は、据付面を十分に確認し、転倒防止対策を講じること。なお、床面及び壁面への穴あけその他これらを損傷する施工を行わないこと。ただし、やむを得ず穴あけ等の施工を行う場合は、撤去時に設置前の状態に復旧すること。設置方法等は事前に市と協議すること。

また、設置後は定期的に機器の状態を確認し、安全面に問題がないことを確認すること。

(3) 関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(4) 自動販売機（証明写真）の故障、苦情、問い合わせ等については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(5) 貸付期間満了前に自己都合により自動販売機（証明写真）を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに市に書面により通知しなければならない。この場合、納入済みの貸付料は還付しない。

3 自動販売機（証明写真）の設置場所

知多市役所新庁舎1階市民交流スペース（設置場所の詳細については、別添自動販売機（証明写真）設置場所のとおり。）

4 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状に回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を市に請求することができない。

5 売上状況等の報告

設置事業者は、本件賃借に係る自動販売機（証明写真）の月の売上枚数（単位は枚）及び売上金額（単価は円）を記載し、市の指定する期日までに、市に報告すること。

6 その他

(1) 事業者は、設置をする自動販売機（証明写真）及び電力使用量計測用メーターのカタログ及び配置図を事前に提出すること。

- (2) 事業者は、販売を予定する証明写真について、販売品目等一覧表（商品名、規格、標準小売価格及び売値）を事前に提出すること。